

犯罪や非行をした人の立ち直りに向けて



広島県環境県民局
局長 新宅 郁子

協力雇用主の皆様並びに広島県就労支援事業者機構の関係者の皆様におかれましては、平素より、犯罪や非行をした人の立ち直りに多大な御尽力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、広島県では、新たな総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が、令和3年度からスタートします。

このビジョンでは、「将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県の実現」を基本理念とし、「県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています」を目指す姿に掲げています。

このうち、「安心」の土台の構築に向けた取組の中に、多様性を認め合い、支え合う地域共生社会を構築していくことと、安全・安心な広島県の実現に向けた取組があり、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた支援も、こうした取組の一つとなるものです。

近年、広島県では、刑法犯検挙者が減少傾向にある一方で、再犯者の占める割合は継続して5割

を超えています。犯罪や非行をした人の現状を見ると、高齢、疾病、貧困等を抱え、さらに受刑による社会との隔絶も重なるなど、様々な生きづらさを抱えている人が少なくありません。

こうした中、今年度、関係機関・団体で構成する「広島県再犯防止推進連絡会議等」において、「広島県再犯防止推進計画」の策定に向けた議論を進め、「社会の理解促進・支援基盤の強化」、「生活上の基本ニーズの確保・回復」、「社会参画の実現」を3つの柱とした計画をとりまとめたところです。

特に「就労支援」については、「社会参画の実現」のために無くてはならない取組であると認識しており、刑事司法手続きが終了した人を対象とした、履歴書作成への助言や面接への同行、職場体験等を内容とした「就職活動支援」、及び雇用主と支援対象者双方の不安や希望の聴取、調整等を行う「職場定着支援」に取り組んでまいります。

新年度から、関係の皆様のご意見を踏まえながら、着実に施策を推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

就労支援の状況〔令和2年度〕

本年度も残すところあと僅かとなりました。昨年からの新型コロナウイルスの影響があり、様々な会議や集まりが中止されましたが、就労支援活動は継続しております。

更生保護就労支援事業

広島県就労支援事業者機構では、平成27年度より法務省から「更生保護就労支援事業」を受託しています。

刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であることや、無職で保護観察を終了した者の再犯率が有職で保護観察を終了した者の約3倍に上ることなどから、刑務所出所者等に対する就労支援が極めて重要であり、刑務所出所者等の再犯の防止と早期就労により円滑な社会復帰を実現するため、関係機関等と協力して継続的かつきめ細やかな支援を行うとともに、新たな協力雇用主を確保するなどの事業を展開しています。

令和元年度は、82名の刑務所出所者等に対して就労支援を行い、17社の協力雇用主に雇用していただくことができました。協力雇用主の新規開拓についても、新たに65社の事業主に登録いただくことができました。

令和2年度からは、「就労活動」に加え、「職場定着」という新たな事業が始まり、刑務所出所者がより長く職場に定着できるよう活動しています。令和3年1月現在、就労活動については68名、職場定着については33名の支援活動を行い、21社の協力雇用主のもとの就労に結びついています。また協力雇用主の新規開拓についても、新たに28社の事業主に登録いただいております。

非行少年等立ち直り支援事業

広島県就労支援事業者機構では、平成29年度より、広島県・広島保護観察所と連携し、保護観察を終了した無職少年の就労支援を「非行少年等就労支援事業」として実施してきました。保護観察終了2か月前から保護観察終了3か月後まで（5か月間）の無職の少年に対し、機構独自の事業「就労体験セミナー」を実施し雇用につなげて再犯防止を目指すもので、広島県からは本セミナーにかかる費用の一部を補助いただいております。

令和元年度からは、広島県が国より委託を受けた「地域再犯防止推進モデル事業」の一環で、各関係機関と連携し、「非行少年等立ち直り支援事業」を実施しています。

この事業は、保護観察終了3か月前から保護観察終了6か月後まで（9か月間）の無職の少年で、立ち直りに向けた支援を必要としているのにも関わらず公的な支援を受けることができない人を対象としています。就労体験をはじめとした就労支援等を実施することにより、就労意欲の向上を図るとともに、社会的自立を促進することが目的です。少年に対する支援ニーズの掘り起こしや支援内容の選定、就労体験の実施やその後のフォローまで関係機関と連携しながら実施しており、令和元年度の受講者は5名で、そのうち2名が協力雇用主のもとの就労に結びつきました。

令和2年度においては、令和3年1月現在、1名の者に実施し、協力雇用主のもとの就労を継続しています。

広島弁護士会との就労支援協定

広島県就労支援事業者機構では、平成30年度より広島弁護士会と就労支援に関する協定を締結しています。

この協定は、広島弁護士会に所属する弁護士が担当し、今後就労をして更生を希望する人について、機構の支援制度を利用することにより、刑が確定する前から支援を開始し就労することによって、地域社会の中での更生を目指すことを目的としています。

令和元年度は3名の者に対して就労支援を実施し、そのうち1名が協力雇用主のもとの雇用に結びつきました。

令和2年度においては、1名の者に対して就労支援を継続中です。

今後も支援活動を広げるため、連携をさらに強化していきたいと考えています。

就労体験セミナー

広島県就労支援事業者機構では、独自の事業として「就労体験セミナー」を実施しています。

このセミナーを受講する保護観察対象者等は、就職を目指している職種の協力雇用主のもとの就労を体験します。保護観察対象者等は就労に向けた生活リズムや心構えを身につけることができ、協力雇用主は保護観察対象者等の仕事に対する適性などを見ることができます。

令和元年度は21名に対して実施し、14名がセミナー体験後の雇用につながりました。令和2年度も、令和3年1月現在、18名に対して実施しており、8名がセミナー体験後の雇用につながっています。

令和2年度 就労支援研修会の開催

令和2年11月30日、広島県立総合体育館にて、広島保護観察所、広島県保護司会連合会、広島県協力雇用主会連絡協議会、そして、広島県就労支援事業者機構の4者の共催で、『広島県の保護観察の実状及び無職者に対する就労支援』をテーマに、間所機構常務理事の司会のもと、「令和2年度 就労支援研修会」が行われました。

コロナ禍で様々な会合が中止もしくは延期を余儀なくされる中、感染防止対策を十分に施しながらの開催となりました。

参加者は、広島県下23地区の保護司会の会長・事務局長・協力組織部会部長、そして協力雇用主会の設立されている13地区の協力雇用主会の会長、機構の就労支援員、広島保護観察所の職員、総勢79名で、

各々の地区会の熱心さが明示された規模の大きな研修会でした。

各地区の現状や就労支援施策の状況が観察所の資料をもとに共有され、中盤には機構支援員の活きた活動報告もあり、現時点での課題の提起もされました。

各々の団体が、就労支援にテーマをしぼり、話し合うことで、更生保護に於ける就労支援に関するそれぞれの役割、今後の目標、そして更なる連携を深めることの重要性を改めて確認し合えた有意義な研修会となりました。

御多忙の中にも関わらず御参列いただきました皆様、誠にありがとうございました。



(右から) 山田広島保護観察所長、八崎広島県保護司会連合会長、
牧尾協力雇用主会長、中元統括保護観察官



研修会出席者

広島県協力雇用主会連絡協議会より

広島県協力雇用主会連絡協議会は、平成10年3月27日に結成され、更生保護の趣旨に賛同して各保護区で結成された県内の地区協力雇用主会を会員として組織しており、事務局は広島県就労支援事業者機構に置かれています。

地区協力雇用主会は、中、東、南、西、安佐南、広島佐伯、東広島、大竹、呉、竹原大崎、尾道、三原、福山の13地区に設置されており、県内の約666の協力雇用主のうち、277の協力雇用主がそれぞれ

の地区会に加入しています。

地区協力雇用主会に加入すると、地区会および連絡協議会等が実施する矯正施設参観等の各種研修会に参加できたり、地区会で開催される各種行事の参加により、異業種間での交流を持つことができます。

地区協力雇用主会に関心を持たれる方は、下記までご連絡ください。事業所所在地の地区会にお取次ぎいたします。

広島県協力雇用主会連絡協議会事務局 TEL 082-211-2240

広島県就労支援事業者機構 理事会・総会のご案内

来る令和3年5月19日(水)午後1時30分より、広島県立総合体育館大会議室において「令和3年度広島県就労支援事業者機構 理事会・総会」を開催いたします。新年度を迎え新たな活動の展開につき会員の皆様と協議いたしたく存じます。会員の皆様

には改めてご案内いたしますので、よろしくお願いたします。

なお、新型コロナウイルスの状況により予定が変更になった場合には、その旨改めてご連絡いたします。

就労の確保と継続で、「再犯をしない・させない」世の中を

福山地区就労支援員 金高芳郎

「就労なくして更生なし」は、我々支援員の共通認識です。対象者が適切な就労を確保し継続する事が、立ち直りを進める上で最も重要だからです。

この就労支援の取り組みについて、保護司の皆さんと円滑に連携できているか、また、就労支援制度の流れと意義を理解していただく努力をしているか、実務をしながら自問自答することもあります。

福山地区での協力雇用主の開拓は、令和2年度までの政府の数値目標を達成しています。多様な職種の仕事主に登録して頂く事を考慮しながら進めてきました。

本人の前歴を承知したうえで雇用して下さる協力雇用主の登録の拡大は、犯罪や非行をした人たちの「揺るぎない出番」への道筋を用意するという意味で大変重要です。

保護観察所での初回面接の際、対象者が自分でハローワークに行ったり、ネットで探したり、知り合いに誘われたりして就労先を決める人が多くおり、頼もしい反面、悔しい思いもあります。まず協力雇用主の中から自分に合った業種を決めて企業面接をするように働きかけてほしいのです。もし就職後に自分には適さない職種だと感じたら、就労支援員として常に寄り添い一緒になって、改善更生に理解を

示してくれる雇用主を探してあげたい。

今年度はコロナ禍の過酷な環境の中での就労支援活動になりました。三密を避けながら対象者に同行してハローワークに行き、統括職業指導官に相談し根気よく紹介してもらい、4～5回目にやっと採用の返事がきた時は、感動と感謝しかありません。

就職できた企業には、承諾を得て協力雇用主に登録してもらいます。就労継続が難しい場合などは、本人の選択・希望を尊重しながら、何が課題で、これからどのように生きていったらいいのかを一緒に考える「処遇協議」をし、対象者と保護者、保護観察官、担当保護司、就労支援員を交えて話し合うようにしています。



処遇協議中の風景（向こう側右端が金高支援員）

SDGsと更生保護

近年叫ばれているSDGsは、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)のことで、全世界が有する社会課題を挙げ、人間や地球がよりよく持続していくための17の目標と169のターゲットで構成されています。

「地球上の誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っており、世界中のすべての人が豊かに、安全に、平等に暮らし続けていくことができる社会を目指しています。

このSDGsの目標とターゲットは、更生保護活動と重なる部分も多くあります。犯罪や非行をした人の人権を守り、彼らの幸せのために支援活動を継続していくことは、わたしたちの社会を明るく安全にしていくことに結びついています。

広島県就労支援事業者機構と広島県協力雇用主会連絡協議会は、各団体との連携を強固にし、SDGsの思想を取り入れ、今後も活動を続けてまいります。

●事務局よりお願い

この機関紙は、年に1度発行しております。紙面の充実と情報共有を図るため、各地区での活動内容等も発信できればと思います。「掲載して欲しい!」という内容がありましたら、是非、事務局までお知らせください。

※事業所所在地や事業所名称、代表者等が変わられた際には、大変お手数ですが下記までご連絡ください。

「就労支援ひろしま」第5号 発行：令和3年3月20日

〈編集・発行事務局〉

広島県協力雇用主会連絡協議会
特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構

〒730-0014 広島市中区上幟町3-26 広島メイプルビル5階

TEL & FAX 082-211-2240

http://www.hiroshima-syuurou.jp/ E-Mail: info@hiroshima-syuurou.jp

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク

